

自主的避難等対象区域から避難した申立人らの精神的損害について、右上肢機能全廃（身体障害1級）の身体障害がある姉につき20万円、姉に付き添って避難した母と弟にそれぞれ10万円の各増額がされた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（宿泊費）
- ウ 精神的損害

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

- (1) ア及びイ：平成23年3月11日から同年7月末日
- (1) ウ：本件事故発生当初
- (2)：平成23年3月11日から同年7月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1の第1項記載の損害項目及び同第2項記載の期間についての和解金として、申立人らに対し、金997,506円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

- | | |
|-------------|----------|
| ア 避難費用（交通費） | 58,400円 |
| イ 避難費用（宿泊費） | 390,052円 |
| ウ 精神的損害 | 520,000円 |

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

29,054円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として金240,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（同第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1の第1項（1）ウ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月3日

（仲介委員 秋定和宏）